

社会福祉法人 中央共同募金会

1 趣 旨

平成28年8月30日に発生した台風10号等により、北海道、岩手県では人的被害をはじめ家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が適用されました。

中央共同募金会ではこのたびの災害が大きな災害であったことを受け、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施しますので、お知らせいたします。

2 義援金の名称

平成28年台風大雨等災害義援金

3 受付期間

平成28年9月6日（火）から平成28年10月31日（月）まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福) 中央共同募金会台風大雨災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福) 中央共同募金会

※三井住友銀行：本店・支店間の窓口からの振込手数料は無料（ATMも含む）

※りそな銀行：りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行からの本支店間の振込手数料は無料（ATMも含む）

5 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額、義援金募集をしている北海道と岩手県に、被災状況に応じて按分の上送金いたします。ただし、10月1日以降は岩手県のみへの送金となります。

[参考（9月5日現在の義援金募集状況）]

北海道共同募金会：平成28年9月2日（金）から平成28年9月30日（金）まで

岩手県共同募金会：平成28年9月5日（月）から平成28年10月31日（月）まで

6 義援金の配分

本会より送金された義援金については、北海道と岩手県のそれぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の適用対象となります。

金融機関での振込金受領証等に本「平成28年台風大雨等災害義援金募集要綱」を添えて、確定申告時にご提出ください。